

徳山ダム裁判報告

2006, 7, 22 山田秀樹

I 徳山ダム裁判とは

- A 行政訴訟（土地収用法にもとづいて建設大臣がした事業認定処分の取消訴訟、及び岐阜県収用委員会がした収用裁決の取消訴訟）
- B 住民訴訟（岐阜県に対する徳山ダム建設負担金（工業用水分）の支出差止、梶原個人に対する損害賠償請求）

II 裁判の経過

- 1998年12月24日、事業認定処分
- 1999年3月、事業認定取消訴訟、及び住民訴訟の各提訴
- 2001年5月23日、収用裁決
- 2001年7月、収用裁決取消訴訟の提訴（事業認定取消訴訟に併合）
- 2003年12月26日、岐阜地裁で判決言渡（⇒控訴）
- 2006年7月6日、名古屋高裁で行政訴訟について判決言渡（⇒上告）
8月31日、名古屋高裁で住民訴訟について判決言渡（予定）

III 行政訴訟のポイント

1 徳山ダムの建設目的

①洪水調節、②流水正常機能維持、③新規利水、④発電とされる。これらには何らかの関連があるか？

⇒原告は、水公団（現水機構）が起業者として公団法にもとづいて建設する「水資源開発施設」ゆえに、新規利水が必要不可欠な目的であり、他の目的で代替し得ないと主張

⇒これに対して高裁判決は「ダム」であるから、「新規利水目的が他の目的すべての前提となると解すべき文理上の根拠はない。」という

2 新規利水

(1) 予測の合理性

原告は、予測には合理性が必要であり、そのためには過去の実績、水余りの実態を踏まえる必要があるなどと主張

⇒高裁判決は、需要予測にほぼ無限定な裁量を与えている。すなわち、需要の増加要因については、「可能性がないと断定すべき根拠」がないという程度でよく、減少要因については、「確実な根拠を有するもの」を要求する

⇒その前提として、水需要予測の「長期的な観点」を採用（岐阜地裁での「先行的な観点」は削られているが、実質的には入っている）

⇒水余りの実態（木曾川水系ではダム、河口堰の水が余っている事実、2004年フルプランでも水需要は増加しないという予測になっている

事実)には目をつむる

(2) 水道用水

原告は要因分析をし、将来需要量が横ばいしないしは減少を解明

⇒高裁判決は「今後のライフスタイルの変化は水道水使用量の増加要因となり得る」などというが、どういうライフスタイルかは不明

(3) 工業用水

原告は、補給水量が一貫して減少している事実、大垣地域では回収率を大幅に向上させることができる事実などを主張

⇒高裁判決は「長期的な観点」、「確実な根拠を有するものとはいえない。」というだけ

(4) 地盤沈下対策

原告は、地盤沈下と地下水位の関係を調査検討すべきことなどを主張

⇒高裁判決は「地盤沈下対策要綱において、地下水代替水源として徳山ダムの開発水の必要性が認められている」と言うのみ

3 流水正常機能維持

原告は、木曾川水系における「渇水」のメカニズム（基準流量の設定という人為的な要因）、渇水調整による対応（過大な河川維持流量と必要以上の農業水利権の各一時的な切り下げ）などを主張

⇒高裁判決は「容易ではない」というだけ、また、渇水対策容量の利用のためには河川維持流量の切り下げが必要なことには目をつむる

4 洪水調節

原告は、計画河道での流下能力の検討の必要、徳山ダム案では計画高水流量を超える場合があり最も危険であることなどを主張

⇒高裁判決は答えなし

5 発電

⇒高裁判決は、中電の揚水式発電所計画の延期、中止を予想しえないという。

6 結論として、高裁判決は、岐阜地裁判決を一步も出していない（→岐阜地裁判決は、被告主張を鵜呑みにしているにすぎない）。

IV 住民訴訟のポイント

支出の差止めについて、被告から、「2004年フルプランが決定→徳山ダム事業実施計画の変更が認可→その後の公金支出は新たな支出となる→新たな監査請求が必要なる」と主張。裁判所もそれに沿う判断

⇒計画が変更されると請求の同一性がなくなるか？

最高裁平成5年9月7日判決

最高裁平成18年4月25日判決「事業」として特定されていればよい。

⇒高裁判決には上告を！！